

提出順	15	発言順	10	令和 6 年 8 月 30 日 午前・午後 11 時 44 分受領
-----	----	-----	----	--------------------------------------

(3 枚中No. /)

2024年 8月30日

(宛先) 安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 9 月定例会		
発言の方法	☒ 一問一答 ☐ 一括質問一括答弁	質問時間	20 分
答弁を求める者	☐ 市長 ☐ 副市長 ☒ 教育長 ☐ 他 () 担当部長 ☒ 総務部 ☒ 政策部 ☒ 市民生活部 ☒ 福祉部 ☒ 保健医療部 ☐ 農林部 ☐ 商工観光スポーツ部 ☐ 都市建設部 ☒ 危機管理監 ☐ 上下水道部 ☐ 教育部 ☐ 他 ()		
質問事項	「生命の安全教育」をどう進めるか		

質問の要旨（具体的に記載してください）

- 「生命の安全教育」は、2020 年 6 月に発表された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組の一環として行われている。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」にしたがって、文科省、内閣府、警察庁、厚労省、関係省庁において役割を分担して行われているが、安曇野市の各部局では具体的にどのように取り組んでいるのか。
- 「生命の安全教育」が 2023 年度から全国の幼稚園・保育園・子ども園・小中学校・高校において始まっている。「生命の安全教育」は、全ての教育活動に係ると考えるが、「性犯罪・性暴力対策」としていることから、また文科省が出している中学生版動画教材には「性的な暴力」という内容が含まれていることから特に性教育や人権教育と重なっている部分があると思う。安曇野市の子ども園、幼稚園、小学校、中学校の性教育あるいは人権教育においてどのように位置付けているのか。
- 「生命の安全教育」では、子どもの発達段階を踏まえてとして、幼児期、小学校低・中学年／特別支援学級、小学校高学年、中学校、高校(大学・一般)の 5 つの発達段階に分けているが、文科省が出している動画教材でも、「じぶんのからだ、あいてのからだ」(幼児期版)、「じぶんのからだ、ほかの人のからだ」(小学校低・中学年／特別支援学級版)、「心と体の安全」(小学校高学年版、中学生版)という内容はあるが、「生命」という言葉は出てこない。これは、「生命の安全教育」を「心と体の安全教育」と捉えているからだと考えられる。したがって、「生命」を「心と体」と捉えてよいか。

提出順	15	発言順	10	令和 6 年 8 月 30 日
				午前・午後 11 時 44 分受領

(3 枚中No.2)

2024年 8月30日

(宛先) 安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 9 月定例会		
発言の方法	☒ 一問一答 ☐ 一括質問一括答弁	質問 時間	分
答弁を求める者	☐ 市 長 ☐ 副市長 ☒ 教育長 ☐ 他 () 担当部長 ☒ 総務部 ☒ 政策部 ☒ 市民生活部 ☒ 福祉部 ☒ 保健医療部 ☐ 農林部 ☐ 商工観光スポーツ部 ☐ 都市建設部 ☒ 危機管理監 ☐ 上下水道部 ☐ 教育部 ☐ 他 ()		
質問事項	「生命の安全教育」をどう進めるか		
4 「生命の安全教育」を「心と体の安全教育」と捉え、「心と体の安全教育」に関わって、以下 6 点について見解を伺う。その際、どの点についても「権利」、つまり「自分の意志によって行動し、他人に要求できる資格や能力」に係ると考えられるので、「子どもの権利条約」とも絡めて伺う。 また、(1)から(5)については共通して、発達段階に応じて、からだのそれぞれの器官・パーツの名称や機能について十分に学び、体の感覚や気持ちを表現する言葉を知り、表現し、行動することが必要と考える。さらに、「からだはプライベートなもの」であり、プライベート感覚の形成は、権利や多様性、個人の尊厳につながる重要な柱・人権尊重の基礎として捉えたい。 (1) 子どもが大切に守るべき「心と体」をしっかりと認識させることが重要である。これは、子どもの権利条約第 17 条「心身の健康の促進を目的とした教育へのアクセス」や第 28 条「教育への権利」に関わる。 (2) 子どもは自分のからだ全体についてどこをどのようにふれるか、見せるかを定めることができなくてはならない。これは、子どもの権利条約第 16 条「プライバシー・通信・名誉の保護」に関わる。 (3) からだ全体は自分だけのものであり、誰かが勝手にさわったり見たりすることはゆるされない。 これは、子どもの権利条約第 6 条「生命への権利、生存・発達の確保」に関わる。 ここでは、「嫌な触られ方」とははっきり言えない「変だな？ なんで？」と疑問に思う触られ方「変だな？ なんで？」と思う心と体の距離感」もあることを子どもの感覚として大切に			

提出順	15	発言順	10	令和 6 年 8 月 30 日
				(前) 午後 11 時 44 分受領

(3 枚中 No. 3)

2024 年 8 月 30 日

(宛先) 安曇野市議会議員 松枝 功

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 9 月定例会		
発言の方法	☒ 一問一答 ☐ 一括質問一括答弁	質問 時間	分
答弁を求める者	☐ 市 長 ☐ 副市長 ☒ 教育長 ☐ 他 () 担当部長 ☒ 総務部 ☒ 政策部 ☒ 市民生活部 ☒ 福祉部 ☒ 保健医療部 ☐ 農林部 ☐ 商工観光スポーツ部 ☐ 都市建設部 ☒ 危機管理監 ☐ 上下水道部 ☐ 教育部 ☐ 他 ()		
質問事項	「生命の安全教育」をどう進めるか		
育み、そうした感覚になった時も相手に「いやだ」「やめて」「だめ」と言い、「距離を取り、離れ、逃げる」ことを学習に位置付けることが大切である。 子どもは、おとなと子どものやり取り・関わりを見て・聴いて、おとなが子どもを尊重しているかどうかを学んでいるので、子ども園・幼稚園、小・中学校、家庭等おとなの子どもとの関わりの学びが重要となる。 (4) からだは清潔に保たれて、ケガや病気になった時には治療を受けることができなくてはならない。これは子どもの権利条約第 24 条「健康・医療への権利」に関わる。 (5) こころとからだに不安や心配があるときには、相談できるところがあり、サポートを受けられることが必要である。 これも、子どもの権利条約第 24 条「健康・医療への権利」に関わる。 (6) 以上のことが実現できない時には、「やってください！」と主張することができ^きる。 これは、子どもの権利条約第 12 条「意見表明権」に関わる。			